

佐賀大学医学部会館管理運営内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学医学部会館（以下「会館」という。）の円滑な運営を図るため、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(会館の性格)

第2条 会館は、本学の学生相互及び学生と職員の間の人間関係を深め、学生及び職員の福利厚生を増進するとともに、学生の学習環境の向上を図ることを目的とする。

(部屋の名称、使用時間等)

第3条 会館の部屋の名称及び使用時間等は別表のとおりとする。

(使用者)

第4条 会館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) その他医学部長が特に認めた者

(休業日)

第5条 食堂等の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) その他医学部長が定めた日

(使用時間等の変更)

第6条 医学部長は、必要と認めた場合は第3条及び前条の規定にかかわらず、使用時間及び休業日等を変更することができる。

(使用手続)

第7条 会館の使用を希望する者は、使用願を提出し医学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の使用願は、使用予定日の3週間前から前日（学外者を含むときは、1週間前までに）提出するものとする。

3 学習室を使用した者は、使用届を提出しなければならない。

(使用の中止又は変更)

第8条 使用責任者は、会館の使用を中止しようとするときは、速やかに医学部長に届け出なければならない。

2 使用の許可を受けた使用責任者は、他の者に転貸してはならない。

(施設の保全等)

第9条 会館を使用する者は、施設、設備、備品等の保全に努めなければならない。

2 前項及び前2条の規定に違反があった場合は、以後の会館の使用を禁止することができる。

(損害賠償)

第10条 会館を使用する者が故意又は過失により、施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償させるものとする。

(事務)

第11条 会館に関する事務は、学生サービス課において行う。

2 この内規に規定する使用願及び使用届の様式については、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この内規は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月22日改正）

この内規は、平成19年2月22日から施行し、平成19年2月1日から適用する。

別表（第3条関係）

部屋の名称	使用時間等	備考
食堂	午前8時から午後8時 休業期間中は別途通知する。	使用願が必要
売店(書籍)	午前9時30分から午後5時 休業期間中は別途通知する。	使用願が必要
喫茶室	午前11時30分から午後2時 休業期間中は別途通知する。	使用願が必要
学生会室	午前8時30分から午後12時まで	使用願が必要
学習室(1)		使用届が必要
学習室(2)		
学習室(3)		
学習室(4)		
学習室(5)		
学習室(6)		
学習室(7)		
学習室(8)		
学習室(9)		